

静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子の贈与（提供）について（募集要項）

1 募集内容

こんにちは赤ちゃん事業は、生後4か月までの新生児、乳児のいる家庭に助産師、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育ての悩みなどの相談を受けることで、養育者の育児不安の軽減や地域での孤立化の防止を図ることを目的とするものです。

この事業において、対象家庭への訪問の際に配布する「子育て支援の情報を掲載した広告付きの冊子」を無償で提供していただける事業者（以下「冊子提供者」という。）を募集します。

なお、この募集は協働事業者の募集とさせていただきます。

2 提供物

「こんにちは赤ちゃん訪問用冊子」（以下「冊子」という。）

3 協働事業の内容

- （1）静岡市は、市に関する子育て支援情報の作成及び冊子の配布を行います。
- （2）冊子提供者は、広告主を募集するとともに、主に生後4か月までの乳幼児等の子育て支援に関する情報を作成し、市と協議のうえ、市が作成した情報と併せて冊子の企画、編集、印刷、製本を行います。

4 冊子の内容

冊子には、以下の内容を記載します。

- （1）表紙には「静岡市」の名称
- （2）8～10ページ程度の静岡市が作成する子育て支援に関する情報（別紙1）
- （3）14～16ページ程度の主に生後4か月までの乳児等の子育て支援に関する情報
- （4）広告（総ページ数の2割程度）

※ 掲載内容、掲載位置、デザイン等の詳細については、決定後、改めて調整します。

5 広告の掲載

- （1）冊子提供者は、冊子に自身の広告を掲載し、又は広告主を募集して広告を掲載することができます。なお、広告主の選定にあたっては、市内事業者を優先してください。
- （2）冊子には、「掲載されている広告は、静岡市が特別に推奨するものではありません。」

などの文言を記載することにより、静岡市が広告主を応援したり、特定の商品を推奨したりしているといった印象を与えないように配慮してください。

また、この冊子の作成経費が広告収入により賄われていることを記載してください。

(3) 広告には、「広告」である旨を明示してください。

(4) 広告原稿の提出方法

- ①提出期限 令和7年2月14日（金）
- ②提出方法 郵送またはメール
- ③提出書類 冊子に掲載する広告及び広告主一覧

6 掲載できる広告等について

静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子広告掲載取扱要綱及び静岡市広告掲載基準を遵守してください。

(参照:「静岡市広告掲載基準…」 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/p000753.html>)

なお、選定された事業者の広告掲載の可否の決定については、静岡市広告審査会設置要綱(平成18年7月19日施行)に基づく静岡市広告審査会の審査を経て、市長が行います。

7 規格及び作成予定部数

- (1) サイズ A4サイズ
- (2) ページ数 24ページ程度(表紙、裏表紙、掲載広告を除く。)
- (3) 部数 4,800部

8 納品期限 令和7年5月19日（月）

9 納品場所 静岡市 子ども未来局子ども家庭課及び各保健福祉センター9箇所
いぶきの助産院（静岡市助産師会）

10 冊子の配布方法

助産師、保健師、市の研修を受けた「赤ちゃん訪問員」が、生後4か月までの新生児又は乳児とその養育者の家庭へ訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う際に冊子を配布します。

11 配布期間 令和7年6月2日（月）から令和8年5月29日（金）（予定）まで

12 募集期間 令和6年10月25日（金）から令和6年11月4日（月）17時 まで

13 申込書類

- （１）こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供希望者申込書（別紙２）
- （２）冊子見本又は企画書等の添付書類

14 申込方法 下記の提出先に、申込書類を直接持参又は郵送してください。
（郵送の場合、募集期間最終日の当日消印を有効とします。）

15 冊子提供者の選定方法

提出された書類に基づき、当該事業の趣旨に合ったもので、企画内容、制作体制、適格性、地域経済の寄与度などを総合的に評価し、１社（事業者）を選定します。

なお、選定結果は、令和6年11月21日（金）までに通知します。

16 申込資格

対象者は事業者又は広告代理店とし、以下の要件を満たす者としてします。

- （１）静岡市広告掲載基準に規定する規制業種・事業者でないこと。
- （２）静岡市委託契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
- （３）静岡市税の滞納がないこと。

17 注意事項

- （１）この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは、失格となります。
- （２）提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- （３）提出された書類は、原則として返却しません。
- （４）提出された書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

18 提出・問合せ先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市子ども未来局 子ども家庭課 母子保健係

TEL. 054-354-2647 FAX. 054-352-7734

※申込書類を直接持参する場合及び問合せを行う場合は、土・日曜日、
休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとさせていただきます。

静岡市が作成する子育て支援に関する情報（掲載予定内容：前年度参考）

1	あなたの子育て応援します（保健福祉センター等連絡先）	2 ページ
2	健診・予防接種等のカレンダー	2 ページ
3	市事業（産後ケア、ファミリーサポートセンター、子育て支援センター等）の紹介ページ	2 ページ
4	予防接種についてのページ	2 ページ
5	緊急時の連絡先等（こども救急電話相談など）	1 ページ

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供希望者申込書

（宛先）静岡市長

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子提供希望者の募集に応募したいので、必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

【 申 込 者 】

住所又は所在地		
氏名又は 名称及び代表者氏名		
担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	
業種・事業内容		
ホームページURL		
誓約等		(1) 申込みに当たっては、「静岡市こんにちは赤ちゃん訪問用冊子広告掲載取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守します。 (2) 広告の掲載に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。 (3) 静岡市税の滞納はありません。 (4) 静岡市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

【 添 付 書 類 】

※該当するものにレ点を記入してください。なお、下線の書類は必ず添付してください。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 提案書 | ☐ 広告主の見込件数（所在含む） |
| ☐ 会社概要の写し | ☐ 事業者の広告掲載方針 |
| ☐ 類似業務の実績を示す資料 | ☐ 作業スケジュール表 |
| ☐ 提供物品の見本 | ☐ 作業中の実施体制（問題点等に関する対応） |